

2025年度戦略的研究助成事業 認定事業(案)

<公募型>

No.	申請者	事業名	実施時期・場所	外部資金獲得活動	申請金額	交付金額(案)
1	研究代表者 小林 直樹 教授	研究書(単著)出版事業 仮題『情報公開の事例研究』	時期: 2025年4月1日～2026年2月末日	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	400,000 円	400,000 円
2	研究代表者 佐々木 てる 教授	伝統文化のアーカイブ化	時期: 2025年4月1日～2026年2月28日 場所: 大阪、京都、鳥取、青森、山形、北海道など	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	698,000 円	350,000 円
3	研究代表者 佐々木 てる 教授	青森公立大学 公開講座 経営塾	2025年6月5日～2025年7月17日 場所: 青森市男女共同参画プラザ「カダール」AV多機能ホール	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	189,000 円	189,000 円
4	研究代表者 佐々木 てる 教授	青森公立大学 公開講座 ねぶた学	時期: 2025年10月21日～2025年11月22日(予定) 場所: 青森市共同参画プラザ「アウガ」AV多機能ホール	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	189,000 円	187,000 円
5	研究代表者 丹藤 永也 教授	英語科における生成AIの効果的な活用法に関する研究事業	時期: 2025年4月1日～2026年2月28日 場所: 長崎大学、三重大学	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	185,400 円	14,000 円
6	研究代表者 野坂 真 准教授	地域主体の防災と事前復興に向けた研究の充実のための事業	時期: 2025年4月1日～2026年3月31日 場所: 青森公立大学、岩手県大槌町(特に安渡地区および須賀町・栄町)、青森県むつ市(特に大畑地区)	有 2025(令和7)年度公益財団法人青森学術文化振興財団助成事業	297,000 円	150,000 円
<公募型>合計					1,958,400 円	1,290,000 円

＜指名型＞

No.	提案者	事業名	実施時期・場所	申請金額	交付金額(案)
1	提案者 香取 真理 教授	カンボジアPhnom Penhで開催される The 22nd Annual CamTESOL Conference への参加事業。	時期：2025年8月1日～2026年3月31日	586,880 円	300,000 円
			場所：カンボジアPhnom Penh		
2	提案者 藤沼 司 教授	浅虫まちづくり協議会への継続的な参与観察及び「浅虫のWA」等の企画運営	時期：2025年4月1日～2026年3月31日	32,500 円	32,500 円
			場所：青森市浅虫地域		
3	提案者 野坂 真 准教授	少子高齢化が進む半島地域における防災と災害復興に関する研究 —能登半島地震および能登豪雨の被災地域でのアクション・リサーチより—	時期：2025年8月1日～2026年3月31日	413,500 円	200,000 円
			場所：主な調査対象地域として輪島市		
＜指名型＞合計				1,032,880 円	532,500 円

＜公募型＞、＜指名型＞総額		
申請額		採択額
2,991,280 円		1,822,500 円

2025年度戦略的研究助成事業 認定事業(案)

＜顕彰＞

No.	氏名	(1)	(2)	(3)	※	交付金額(案)
1	長岡 朋人 教授	○		○	○	100,000
2	野坂 真 准教授	○		○		100,000
3	エンアナ ベネス 講師				○	10,000
4	江連 敏和 准教授		○	○		10,000
5	香取 真理 教授		○	○		10,000
6	神山 博 教授			○		0
7	橋本 悟 教授		○	○		10,000
8	本田 明弘 教授				○	10,000
9	安田 公治 講師			○		10,000
10	山本 俊 准教授				○	10,000
＜顕彰＞合計						270,000 円

青森学術文化振興財団奨励賞、日本古病理学研究
会大会発表賞
日本都市学会賞(奥井記念賞)

0 辞退

(1)	本学専任教員の研究成果の発表(学会発表、著作物の刊行又は学長が研究成果の発表と認めるもの)の結果、他機関から賞(学長が賞に準じるものと認めるものを含む)を受賞した場合
(2)	国際的な研究成果の発表の場において、本学専任教員自らが、研究成果の発表をした場合(共同研究者がいる場合も含む)
(3)	本学専任教員が所属する学会において、本学専任教員自らが、年度内に2回以上、研究成果の発表をした場合(共同研究者がいる場合も含む)
※	単著の論文、または共著者がいる場合、第一著者である論文を年度内に2回以上発表した。国際的な研究成果の発表の場に論文を投稿した。

公募型・指名型
採択額(案) 1,822,500
顕彰採択額(案) 270,000
合計 2,092,500

教員各位

2025年5月13日

学 長 神 山 博

2025年度戦略的研究助成事業の募集について（通知）

標記について、本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うため、戦略的研究助成事業を下記のとおり募集いたします。詳細については、別添の戦略的研究助成事業取扱要領等を参照してください。

記

1 募集種類・条件等

(1) 公募型

◆ 本学専任教員を対象とし、外部資金の獲得活動を行っていること

※ 「**科研費獲得のための支援事業**」制度継続

(2) 指名型（提案）

◆ 学長が本学の教育研究研究上有意義と認める取組であること

(3) 顕彰

◆ 学長が、著しく高い研究成果であり本学の地位をも高めたと認めるものを顕彰するもの

2 応募方法

別添書類に必要事項を記入のうえ、下記担当へ期限内に提出してください。なお、申請書は電子データ（メール）で提出してください。

3 留意事項

(1) 公募型

本事業への申請に当たっては、外部資金獲得の活動を行っている事が必要となります。

(2) 指名型（提案）

指名型とするため、外部資金の獲得活動の有無は問いませんが、提案する活動の結果が個人の研究のみならず、本学の教育研究活動上にも有意義であることが必要です。特に、学生の活動を活性化するための研究に対して助成したいと考えています。（学生の活動とは、ゼミ活動及び課外活動を想定しています。）

(3) 顕彰

昨年度から、「戦略的研究助成事業の「顕彰」のための選考対象者の基準」を定め運用しています。「研究業績・地域貢献リスト」を基に確認し、顕彰の選考対象者となりえる教員に、根拠資料等を確認することがございますことをご了承ください。

4 提出期限

2025年6月23日（月）17:00 【厳守】

【問い合わせ】

総務企画グループ 総務企画チーム
担 当：村木（内線：208）
吉岡（内線：207）

（趣旨）

第1条 この要領は、青森公立大学（以下「本学」という。）における戦略的研究助成事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「戦略的研究助成事業」とは、学長が本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うことをいう。

（種類）

第3条 戦略的研究助成事業は、次の3種とするものとし、学長が決定する。

(1) 公募型 本学専任教員を対象に募集するもの

(2) 指名型 学長が、本学の教育研究上有意義と認める取組を行うため、教員を指名するもの

(3) 顕彰 学長が、著しく高い研究成果であり本学の地位をも高めたと認めるものを顕彰するもの（公募型の手続）

第4条 前条第1号に定める戦略的研究助成事業の募集は、原則として当該実施年度の春学期に行うものとし、戦略的研究助成事業申請書（様式第1号）により学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、外部資金の獲得活動を行っていないなければならない。

（意見聴取）

第5条 学長は、第3条各号の事業を決定しようとするときは、部局長会議及び教育研究審議会から意見を求めることができる。

（通知等）

第6条 学長は、前条において決定した結果について、速やかに対象者に通知するとともに、部局長会議、教育研究審議会及び教授会に報告するものとする。

（報告書の提出）

第7条 第3条第1号及び第2号により実施する事業（以下「採択事業」という。）は、終了後1箇月以内に、報告書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第8条 採択事業の実施に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、学長が決定する。ただし、疑義が生じるおそれがある場合は部局長会議において協議することができる。

（庶務）

第9条 戦略的研究助成事業に係る庶務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、戦略的研究助成事業の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成30年5月1日から実施する。

（「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱について（平成25年5月1日制定）」の廃止）

2 「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱について（平成25年5月1日制定）」は廃止する

科研費獲得のための支援事業について

2023年5月17日
青森公立大学学長（代行）決定

1 目的

本事業は、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）に応募した得不採択となった研究課題に対して、次年度以降の採択に向け、その研究費の一部を支援し、研究環境を充実させることで、次年度の採択率を向上させることを目的とする。

2 財源等

学長裁量経費である「戦略的研究助成事業（種類：公募型）」をもって充てる。

3 支援事業への申請資格

申請資格は、以下の全ての条件を満たすこと。

- (1) 科研費の不採択研究課題のうち、次に掲げる研究種目で、おおよその順位が「A」又は「B」の研究課題であること。

- ① 基礎研究（S・A・B・C）
- ② 若手研究
- ③ 挑戦的研究（開拓・萌芽）
- (2) (1) の研究課題の研究代表者であること。
- (3) 次年度の科研費に申請すること。

4 申請手続等

戦略的研究助成事業（公募型：外部資金の獲得活動が必要）として、以下の資料により学長に申請することとする。

- (1) 戦略的研究助成事業（科研費支援）申請書
- (2) 科研費の審査結果開示画面のハードコピー

5 支援期間及び支援内容等

- (1) 支援期間は単年度とする。
- (2) 研究費の支援額は、おおよその順位が「A」の場合20万円、「B」の場合10万円を上限とし、採択総数を勘案し、予算の範囲内で学長が決定する。

6 その他

- (1) 当該支援事業に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学長が定める。
- (2) 当該支援事業は、必要に応じて見直しを行う。

戦略的研究助成事業の「顕彰」のための選考対象者の基準について

2024年5月22日
青森公立大学学長決定

1 目的

戦略的研究助成事業の「顕彰」の定義は、「学長が、著しい高い研究成果であり本学の地位も高めたと認めるもの」と定めているが、基準について明確なものが存在しなかった。顕彰に該当するかの判断をやすくするため、「顕彰」のための選考対象者の基準を設定する。

2 財源等

学長裁量経費である「戦略的研究助成事業（種類：顕彰）」をもって充てる。

3 顕彰の選考対象者の基準

学長は、本学専任教員の研究業績を把握したうえで、次の各号のいずれか1つ以上を満たす場合に、選考対象者にできるものとする。

- (1) 本学専任教員の研究成果の発表（学会発表、著作物の刊行又は学長が研究成果の発表と認めるもの）の結果、他機関から賞（学長が賞に準じるものと認めるものを含む）を受賞した場合
- (2) 国際的な研究成果の発表の場において、本学専任教員自らが、研究成果の発表をした場合（共同研究者がいる場合も含む）
- (3) 本学専任教員が所属する学会において、本学専任教員自らが、年度内に2回以上、研究成果の発表をした場合（共同研究者がいる場合も含む）

4 顕彰までの手続

- (1) 学長は、本学専任教員が毎年度作成する「研究業績・地域貢献リスト」を基に、基準に則り、顕彰の選考対象者の有無を判断する。
- (2) 顕彰の選考対象に該当する場合、学長はその根拠となる資料等を確認する。
- (3) 部局長会議の議を経て、顕彰を決定する。

5 支援期間及び支援内容等

- (1) 支援期間は単年度とする。
- (2) 研究費の支援額は、20万円を上限として、採択総数を勘案し、予算の範囲内で学長が決定する。

6 その他

- (1) 当該基準に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学長が定める。
- (2) 当該基準は、必要に応じて見直しを行う。